

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則		ページ
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(循環型社会推進課)	50
告 示		
○特定調達契約に係る入札の公告	(情報政策課)	52
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(人材育成課)	53
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)	(人材育成課)	53
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	56
○土地改良事業計画の変更の認可	(農業施設管理課)	56
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	56
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)	(漁業管理課)	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	59
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	59
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	59
○道路の供用の開始	(維持管理防災課)	59
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(維持管理防災課)	60
公 表		
○水防法による洪水浸水想定区域の指定	(維持管理防災課)	60
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		60

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年 7月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第18号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の7中「別記第10号様式」を「別記第9号様式の2」に改め、同条に次の1項を加える。

2 省令第5条の5の2の2第1項に規定する申請書の様式は、別記第10号様式とする。

別表第4号中「並びに木材」を「、木材」に、「及び輸入木材の卸売業」を「、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの並びに貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）」に改める。

別記第1号様式（第1面）中「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式から別記第6号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第7号様式（第1面）中「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式（表）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（裏）中「、数量」を「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量」に、

備考

※の欄は記入しないこと。

を

添付書類
及び図面

- 1 埋立終了時の当該最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 2 当該最終処分場の周辺の地図
- 3 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類
- 4 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- 5 水銀処理物を埋め立てた場合は、当該水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面

備考

※の欄は記入しないこと。

に改める。

別記第10号様式（表）中「が含まれる」を「又は基準適合水銀処理物が含まれる」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（裏）中

「

6	その他参考となる書類又は図面
---	----------------

」

を

「

6	基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
7	その他参考となる書類又は図面

」

に改め、同様式（裏）備考2の事項から4の事項までの規定中「基準省令」を「最終処分基準省令」に改め、同様式を別記第9号様式の2とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第10号様式（第4条の7関係）

（表）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
〔市町村にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（第9条の2の3第2項、第9条の3第11項において準用する同法第9条第5項）の規定により、一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるもの）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた水銀処理物の数量 (m ³)	

埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	

（日本産業規格 A4）

（裏）

悪臭の発散防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強度	
埋立地の外周仕切設備に講じた措置の内容	
※事 務 処 理 欄	
添付書類及び図面	1 当該処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該処分場の周辺の地図 3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面 5 その他参考となる書類又は図面
備考	1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。 4 外周仕切設備とは、最終処分基準省令第1条の2第1項第3号の規定による外周仕切設備をいう。

別記第10号様式の2から別記第10号様式の5までの規定中「日本工業規格」を「日本産業

規格」に改める。

別記第11号様式（第1面）中「一般廃棄物の種類」の次に「（一般廃棄物の最終処分場であり、かつ、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第12号様式から別記第22号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第23号様式中「事務所及び事業場の所在地」を「事業の範囲に関する事項」に、「範囲に関する事項」を「用に供する施設の種類の種類、設置場所又は処理能力」に、「事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模」を「積替え若しくは保管を行う場所の所在地若しくは面積又は当該場所における積替え若しくは保管を行う産業廃棄物の種類若しくは積替えのための保管上限若しくは積み上げることができる高さ」に、「積替又は保管の場所に関する所在地、面積、廃棄物の種類」を「積替えの許可の有無（有の場合は、市名及び許可番号を併せて記載すること。）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第24号様式から別記第35号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第504号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 調達をする物品等の名称 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
 - イ 調達予定数量 3台分

- 契約の目的の仕様等 入札説明書による。
- 契約期間 令和元年9月24日から令和6年9月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳出歳入予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年7月26日（金）から同年8月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

- 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室
- 入札日時 令和元年9月5日（木）午前10時
- 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 契 約 保 証 金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量180グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 送付による入札の可否
認めない。
- 10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 12 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(5)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、
次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5980
- 13 Summary
- A Nature and quantity of the products to be produced : Lease of Personal Computer 3 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 5, 2019
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,

Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5980

北海道告示第505号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 落札に係る物品等の名称 パーソナルコンピュータ等の賃貸借一式(1月当たりの単価)
- (2) 数量
- | | |
|----------------|-----|
| ア パーソナルコンピュータ | 11台 |
| イ モノクロレーザープリンタ | 1台 |
| ウ 液晶プロジェクタ | 1台 |
| エ スイッチングHUB | 1台 |
- 2 落札を決定した日
令和元年7月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 落札金額
2,200,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年5月31日付け北海道告示第380号
- 7 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道経済部労働政策局人材育成課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第506号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア パーソナルコンピュータ 21台
- イ 液晶ディスプレイ 21台
- ウ 液晶プロジェクター 1台
- エ モバイルスクリーン 1台
- オ ホワイトボード 1台
- カ セキュリティソフト 21式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年7月26日(金)から同年8月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階経済部会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ)

(2) 入札日時 令和元年8月22日(木)午前10時(送付による場合は、同月19日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年5月31日付け北海道告示第380号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道経済部労働政策局人材育成課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ippan-nyuusatu2.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5642

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Desktop type personal computer 21, Liquid crystal display 21, Liquid crystal projector 1, Mobile screen 1, Whiteboard 1, Security software 21
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 22, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than August 19, 2019)
- C Contact : Human Resources Development Division, Bureau of Labor Affairs Policy, Department of Economic Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5642

北海道告示第507号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ	21台
イ 大判プリンタ	1台
ウ フルカラー複合機	1台
エ 液晶プロジェクタ	1台
オ HUB	1台
カ マシニング用シミュレーションソフト	5ライセンス

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年7月26日（金）から同年8月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階経済部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ）

(2) 入札日時 令和元年8月22日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月19日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年5月31日付け北海道告示第380号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道経済部労働政策局人材育成課のホームページ
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ippan-nyuusatu2.htm>)
においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道経済部労働政策局人材育成課学院調整グループ
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5642
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Desktop type personal computer 21, Large format printer 1, Color composition machine 1, Liquid crystal projector 1, Hub 1, simulation software for machining center 5 license
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., August 22, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than August 19, 2019)
- C Contact : Human Resources Development Division, Bureau of Labor Affairs Policy, Department of Economic Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5642

北海道告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年7月17日、神竜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、令和元年7月17日、由仁土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年7月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
芽室北第2	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除磔	北海道十勝総合振興局
大正中島	同	同
芽室西	客土、暗渠排水、区画整理、除磔	同

北海道告示第511号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほくと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和元年9月19日から同年10月18日まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年度北海道告示第721号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数200トン型船舶（軽合金船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年7月26日（金）から同年8月5日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 令和元年9月2日（月）午後1時30分（送付による場合は、同年8月30日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 令和元年9月30日までに成果品を引き渡す場合は、契約金額等について、契約変更等を行う予定である。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-204-5486

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 2, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 30, 2019)

C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5486

北海道告示第512号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 履 行 期 間 令和元年9月17日から同年10月31日まで
- (4) 履 行 場 所 造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年度北海道告示第721号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数60トン型船舶（軽合金船）を^{きよ}入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 令和元年7月26日（金）から同年8月5日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入 札 日 時 令和元年9月2日（月）午後3時30分（送付による場合は、同年8月30日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

- 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- (1) 入 札 書 記 載 金 額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- ウ 電 話 番 号 011-204-5486
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKKAI Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., September 2, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 30, 2019)
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第513号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 上川郡新得町字上佐幌西三線23の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第514号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保 函館市（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を江差町役場の掲示場に掲示した。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年北海道告示第449号
- 2 所在が不明な者 西海谷 長五郎、江本 久三郎、能代 勉治、濱谷 六三郎、吹田 久四郎、豊沢 易平、住吉 金作、関川 長八、小林 甚四郎、浅木 福蔵、松井 清治、杉本 久吉、藤田 万三郎、関川 與右エ門、山崎 與五右エ門、高野 佐吉、能登谷 弥三右エ門、松本 七郎兵衛、住吉 金作、高野 庄吉、仙島 孫右エ門、住吉 丑太郎、浅黄 福蔵、福浦 與志、木村 嘉之丈、館野 金作、片岡 與作、片岡 利兵衛、田村 かね、磯古 さと、大良 與三右エ門、三戸 琴、高橋 弥兵衛、小林 仁左エ門、高野 豁三、中村 長吉、松澤 伊八、関川 茂平

北海道告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

路線名及び縦覧場所
道道 富 士 川 上 線
北海道オホーツク総合振興局
網走建設管理部
道道 北 見 津 別 線
北海道オホーツク総合振興局
網走建設管理部

供用開始の区間
斜里郡斜里町字中斜里44番12地先から
同郡斜里町字川上114番9地先まで

供用開始の期日
令和元. 7.26

同
網走郡津別町字最上245番1地先から
同郡津別町字最上240番1地先まで

北海道告示第518号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
安田の沢川（Ⅱ-22-0720）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字瓜谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
木古内瓜谷（Ⅱ-2-148-931）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字瓜谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
木古内木古内3（Ⅱ-2-141-924）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字木古内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
輪島裏の沢川（Ⅱ-22-0740）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字木古内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和元年7月26日

北海道知事 鈴木直道

水 系 名	河 川 名	関 所	観 場 所
一級河川石狩川	熊 穴 川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び滝川出張所	
同	パンケ歌志内川	同	
同	奈 江 豊 平 川	同	
同	多 度 志 川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び深川出張所	
同	沼 田 奔 川	同	
二級河川長万部川	長 万 部 川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び八雲出張所	
二級河川遊樂部川	遊 樂 部 川	同	
二級河川落部川	落 部 川	同	

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年7月26日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自走式リール巻取散水機ほか7品目 全164点
 - 2 落札を決定した日
令和元年7月8日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 緑産株式会社
 - (2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5
 - 4 落札金額
272,800,000円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
令和元年5月24日付け北海道オホーツク総合振興局告示第4号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
-